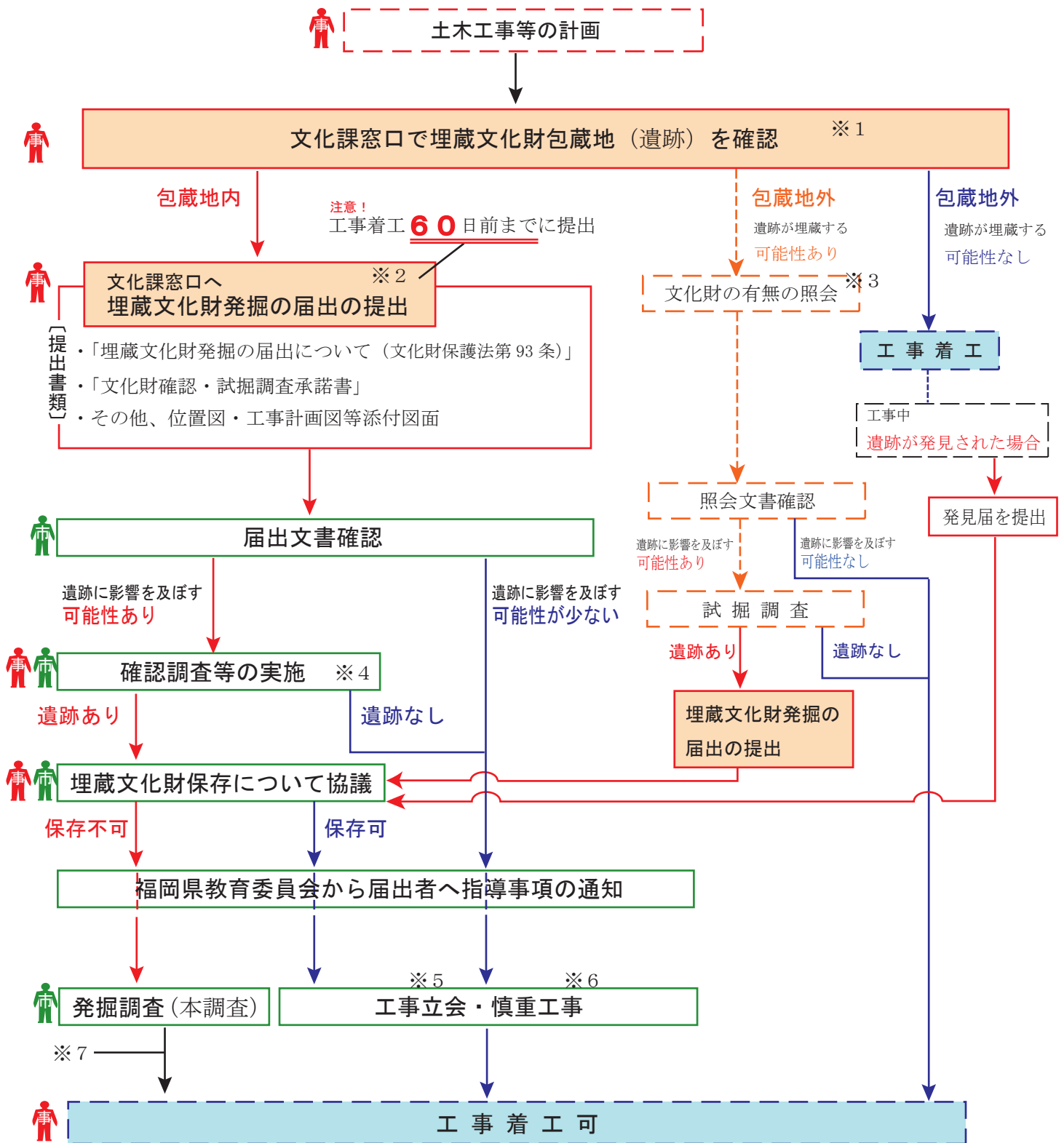


糸島市における埋蔵文化財の取扱いフローチャート（民間事業者向け）



- ※1 遠方・緊急の場合は FAX による照会も受け付けています。（電話のみの照会はありません）
事業予定地が「史跡」にあたる場合は、この流れには該当しません。別途、手続きが必要です。
「重要な遺跡」にあたる場合は、事前に協議が必要です。
- ※2 届出様式については、文化課窓口にあるほか、市のホームページからダウンロードできます。
- ※3 対象地周辺で過去に遺跡が発見されている場合は、「文化財の有無の照会」の提出をお願いすることがあります。
- ※4 「試掘調査」に当たっては立会いをお願いします。また、地下埋設物等の確認は届出者側で必ず事前に行ってください。
- ※5 「工事立会」については、基礎工事の床掘り時に立会しますので、日程を連絡して下さい。
- ※6 「慎重工事」については、工事中に文化財と思われるものが発見された時は、文化課までご連絡下さい。
- ※7 発掘調査で特に重要な埋蔵文化財が発見された場合は、遺跡の保存について協議をお願いする場合があります。